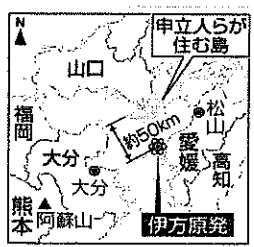


1/18
早稲

伊方3号機運転差し止め

地震、火山評価不十分

広島高裁 仮処分決定



四国電力伊方原発3号機(愛媛県伊方町)の運転差し止めを求めて、五十キロ圏内に住む山口県東部の三つの島の住民三人が申し立てた仮処分の即時抗告審で、広島高裁(森一岳裁判長)は十七日、運転を認めない決定をした。「四国電の地震や火山リスクに対する評価や調査は不十分だ」とし、安全性に問題がないとした原子力規制委員会の判断は誤りがあると指摘した。―関連⑥面

運転差し止めの期間は、山口―し止め訴訟の判決言い渡し―酸化物(MOX)燃料の取り出しを完了した。四月二日までとした。

伊方3号機の運転を禁止する司法判断は、二〇一七年の広島高裁仮処分決定以来二回目。伊方3号機は現在、定期検査のため停止中で、今月十五日にはプルサーマル発電で使い終わったブルトニウム・ウラン混合

酸化物(MOX)燃料の取り出しを完了した。四月十七日に営業運転に入る計画だったが判決の見通しは立っておらず、運転再開は当面できない状態となった。原発再稼働を進める国の方針にも影響しそうだ。主な争点は、耐震設計の目安となる地震の揺れ(基

礎地震動)や、約百三十キロ離れた熊本県・阿蘇カルデラの火山リスクの評価が妥当かどうかだった。森裁判長は、原発の危険性検証には「福島原発事故のような事故を絶対に起こさない」という理念にのっとった解釈が必要なのは否定的で「定できない」と言及。四国電は伊方原発がある佐田岬半島北岸部に活断層は存在せず、活断層が敷地に極めて近い場合の地震動評価は

必要ないとしたが、「敷地二キロ以内にある中央構造線が横ずれ断層の可能性は否定できない」とし、調査は不十分だとした。火山リスクについても「阿蘇カルデラが破局的噴火に至らない程度の噴火も考慮するべきだ」とし、その場合でも噴出量は四国電想定の一・五倍に上り、降下火砕物などの想定が過小と指摘。その上で、原子炉設置変更許可申請を問題ないとした規制委の判断は誤りだと不合理だと結論付け

準地震動)や、約百三十キロ離れた熊本県・阿蘇カルデラの火山リスクの評価が妥当かどうかだった。森裁判長は、原発の危険性検証には「福島原発事故のような事故を絶対に起こさない」という理念にのっとった解釈が必要なのは否定的で「定できない」と言及。四国電は伊方原発がある佐田岬半島北岸部に活断層は存在せず、活断層が敷地に極めて近い場合の地震動評価は

必要ないとしたが、「敷地二キロ以内にある中央構造線が横ずれ断層の可能性は否定できない」とし、調査は不十分だとした。火山リスクについても「阿蘇カルデラが破局的噴火に至らない程度の噴火も考慮するべきだ」とし、その場合でも噴出量は四国電想定の一・五倍に上り、降下火砕物などの想定が過小と指摘。その上で、原子炉設置変更許可申請を問題ないとした規制委の判断は誤りだと不合理だと結論付け

必要ないとしたが、「敷地二キロ以内にある中央構造線が横ずれ断層の可能性は否定できない」とし、調査は不十分だとした。火山リスクについても「阿蘇カルデラが破局的噴火に至らない程度の噴火も考慮するべきだ」とし、その場合でも噴出量は四国電想定の一・五倍に上り、降下火砕物などの想定が過小と指摘。その上で、原子炉設置変更許可申請を問題ないとした規制委の判断は誤りだと不合理だと結論付け

必要ないとしたが、「敷地二キロ以内にある中央構造線が横ずれ断層の可能性は否定できない」とし、調査は不十分だとした。火山リスクについても「阿蘇カルデラが破局的噴火に至らない程度の噴火も考慮するべきだ」とし、その場合でも噴出量は四国電想定の一・五倍に上り、降下火砕物などの想定が過小と指摘。その上で、原子炉設置変更許可申請を問題ないとした規制委の判断は誤りだと不合理だと結論付け

県内反応「英断だ」「不信危惧」

県内の原発では、大飯原発3、4号機(おおい町)の運転差し止めを住民らが求めた訴訟で、福井地裁が二〇一四年五月、運転差し止めを命じる判決を出した

影響を与える可能性があるとして上告を断念した。原告団長を務めた小浜市の任職中野哲彦さん(左)も「福井では地裁の差し止め判断を高裁がひっくり返す

が最終的にひっくり返されたい。複雑な気持ちだ」と話した。一方で東京電力福島第一原発事故後に運転を差し止める司法判断が五例目となったことについて「原発が危険だと考える裁判官が確実にいる」ということで希望が持てる。さらに増えたいと期待を込めた。

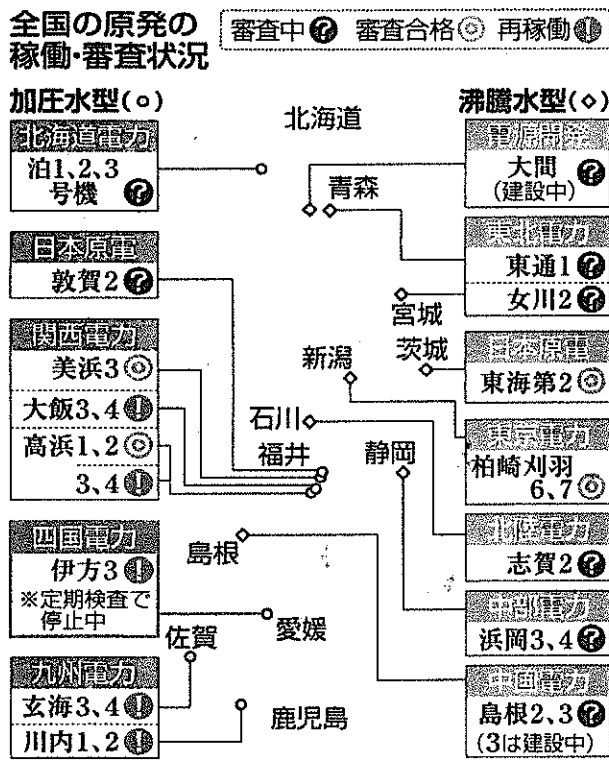
四国電は決定に対し、異議申し立てをする方針を明らかにした。高浜原発3、4号機(高浜町)では、住民が再稼働差し止めを求めた仮処分申し立てで、一五年四月に福井地裁が再稼働を認めない決定をしたが、関電の異議申し立てを受けた審判を経る不信や不安が生じることを危惧する」とのコメントを発表した。高浜町の野瀬豊町長は「判決内容が不明のため具体的なコメントは差し控える」とした。

一方、全国原子力発電所所在市町村協議会(全原協)会長の村上隆信(高浜町)は「司法の判断に対して意見を述べる立場にはないが、規制委員会と司法とで異なる判断がなされることにより、立地地域に混乱が生じ、原子力発電所に対する不信や不安が生じることを危惧する」とのコメントを発表した。高浜町の野瀬豊町長は「判決内容が不明のため具体的なコメントは差し控える」とした。

(今井智文)

規制委判断に疑問符

広島高裁が再び四国電力伊方原発3号機（愛媛県伊方町）の運転差し止めを決め、各地で原発再稼働を進めてきた政府や電力業界に衝撃が走った。仮処分決定は、伊方3号機の安全性に影響する活断層調査や火山噴火想定を巡る電力会社の甘さを指摘。伊方3号機を再稼働審査に合格させた原子力規制委員会の判断にも誤りがあったと疑問符を突き付けた形だ。再稼働済みや審査中の他の原発にも不信の目が向きかねず、政府と業界が一体となった原発活用路線は泥沼にはまりつつある。▶▶面参照



伊方3号機差し止め

再稼働推進路線に衝撃

▽やり玉

「また負けたのか」。運転差し止め決定の一報を聞いた規制委関係者は驚きを隠せなかった。「規制委の判断には、過誤ないし欠落があったと言わざるを得ない」「過小な想定を前提とした規制委の判断も不合理」。広島高裁の決定文には規制委をやり玉に挙げる言葉が並ぶ。

伊方3号機への活断層の影響について、四国電は敷地近くの沿岸海上で音波を使った探査を行い、活断層が存在しないと結論。規制委は妥当と認めた。しかし広島高裁決定は、活断層だけでなく敷地に降る火山灰

量の評価も不十分だとし、四国電の主張を受け入れた規制委の判断を誤りと断じた。

影響は他の原発に広がりかねない。二〇一一年の東京電力福島第一原発事故の記憶は今も残り、国民の多くは原発の安全性に不安を抱く。政府や電力業界は「世界で最も厳しい」とする規制委の審査合格を世論を納得させる切り札とし、伊方3号機を含む五原発九基の再稼働を実現した。しかし、審査に見落としや漏れがあったとなれば、この方程式が崩れる。

「裁判所が強く警告した」。住民側弁護団の共同代表を務める中村寛弁護士は仮処分決定を歓迎。一方、経済産業省幹部は「規制委への指摘がいろいろ出たよつたが、よく内容を精査したい」と言葉を絞り出した。

さらに新設が義務化されたテロ対策施設「特定重大事故等対処施設」の設置期限が来年三月に控える。完成は一年程度遅れる見通しで、期限に間に合わない場合、伊方3号機は運転停止となる。四国電は伊方1、2号機の廃炉を決めており、唯一残る3号機の停止が長期化する可能性がある。

▽長期化

「(決定に)不服申し立ての手続きをしたい。裁判所に少しでも早く認めてもらえよう主張する」。四国電幹部は焦りを見せた。

伊方3号機は一七年十二月にも広島高裁が運転差し止めを仮処分決定。同高裁の異議審で再稼働が認められるまで九カ月程度かかった。3号機は昨年十二月に定期検査に入り今年四月に再稼働する計画だったが、次の司法判断が長引けば間に合わない可能性もある。

ある電力会社関係者は「(再稼働に必要な)安全対策工事を進めても、裁判という別の土俵でばっさり切り捨てられる。電力会社の取り組みはまだまだだと思われ」と嘆く。

▽嘆き

政府や電力会社は原発を「安く安定的に発電できるベースロード電源」として重視し、再稼働推進にこだわるが、電力業界内部では「厭戦」気分も広がっている。

第一原発事故前に五十四基あった原発は二十一基が廃炉となり、審査合格済みは十五基にとどまる。再稼働の見通しが立たない原発も多い。「原子力力がたがただ」。運転差し止め決定を知った別の大手電力会社関係者がつぶやいた。